

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第82号

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（平成28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中「2,100円」を「2,300円」に改め、同表7の項中「400円」を「450円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表6の項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に札幌市動物の愛護及び管理に関する条例第21条第1項又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した犬（同法第35条第1項の規定により引き取ったものを除く。）を施行日以後に返還する場合における改正後の別表7の項の規定の適用については、同項中「450円に収容」とあるのは、「400円に収容から令和7年3月31日までに要した日数を乗じて得た額と450円に同年4月1日」とする。